

発題3 ニューイングランドのバプテスト

——〈ゼクテ〉の位置づけの変遷

森 本 あ ん り

序

大西晴樹教授の主題講演は、バプテストを近代市民社会の形成の担い手として位置づけており、多分に会場校である関東学院大学の宗教的伝統に配慮した内容となっているが、実はニューイングランドではそのバプテストも本国とはまったく異なったふるまいを見せる。ニューイングランドでは、まず旧イングランドで反体制派であったピューリタンが体制派だという大きな逆転がある。ただし、そのピューリタンの中でも、主流はいわゆる会衆派で、旧イングランドで「非国教会信徒」としてひとまとめにされていたバプテストやクエーカーは、ニューイングランドでもディセンタリーのままであった。会衆派ピューリタンは、自分たちの宗教的自由を求めて移住してきたが、それを他の人々の同じような自由の尊重へと拡大させようとは思わなかった。彼らは、自分たちが本国で受けた差別や迫害を、今度は自分たちがバプテストやクエーカーへと向けることになる。

今日の観点からすれば、これは明らかに不徹底ないし欺瞞的な二重道徳とみなされるかもしれない。だが、それで過去の人々を断罪するだけでは、彼らを理解したことにはならない。同じピューリタンであっても、ニューイングランドのピューリタンは、本国の彼らとは異なる課題に直面していた。旧イングランドでは既存秩序からの「離脱」が問題であったのに対し、ニューイングランドでは新しい秩序の「形成」が問題だったのである。建設という課題には、社会の凝集力をもたらし統合的な理念が必要である。そこには、生活のための基盤整備が終わって成熟期を迎えた社会とはおのずと異なった規範が要求されるであろう。加えて、ニューイングランドの人々は、本国政府から常に疑惑の目を向けられていた。彼らは、自分たちの社会建設がけっして本国への反逆行為と受け取られないように、いっそう厳しい規律と管理によってその正統性を証明しなければならなかった。バプテストやクエーカーらを受け入れることは、自分たちが彼らと同列であ

ることを公言し、ニュージーランドがアナーキーへと傾斜していることを自認するにも等しい。これは何としても避けねばならない印象である。おそらく、このような形成の過程は、どの社会も多かれ少なかれ経験してきたことであろう。その論理を辿ることは、彼らの立場により共感的な理解を可能にするであろうし、ひいては現代社会が直面する多くの不寛容を理解する糸口にもなると思われる。

新しい宗教秩序の形成が新しい政治社会秩序の形成と同時に進行していたニュージーランドにあつては、ディセンタ―として出発したバプテストも、コングリゲーションだけでなくタウンをもつことになる。コングリゲーションの形成には「教会契約」が必要であり、タウンの形成には「市民契約」が必要である。教会契約は本国にもあつたが、ニュージーランドではそれに加えて市民契約も結ばれた。この市民契約は、ニュージーランドのピューリタンに固有の伝統である。バプテストは、この点において「ゼクテ」としての排他性を維持しつつ、次第に「ギルヘ」化してゆかざるを得なかった。新天地へと展開する空間的な自由をもつていたニュージーランドでは、政教分離や寛容をめぐる諸問題も、旧世界とは別の相貌を見せることになる。これが本発表の要点である。

1 プリマス植民地と公定教会制

ニュージーランドには、一七〇〇年までには約十のバプ

テスト教会が生まれているが、今回はそのうちの一つ、プリマスのスワンシー教会を取り上げたい。この教会は、ウェーブルズから入植した牧師ジョン・マイルズが中心となつて創立されたが、はじめ会衆派とバプテストとを区別せずにオープン・コミュニケーションを行つたため、プリマス当局もこれを寛容に受け入れていた。しかし、やがて隣接するマサチューセッツからの圧力もあり、一六六七年に当局は「未承認の新しい教会を設立した」という罪で彼らに五ポンドの罰金を科す。ただ、判決文はすぐに續けて、「もし彼らがタウンを出て、領内で別の教会を建てるならば、これを容認するかもしれない」という判断も示している。そこで彼らは、ロードアイランドとの境界に近い南西へ展開して新しく町を建て、これをマイルズの出身地に因んで「スワンシー」と名付けた。

プリマス植民地はここで、全体としては会衆派を公定教会としつつも、その領内に別の公定教会の存在を認めた、ということになる。いわば公定教会が二重になる入れ子構造である。このタウンに入植しようとする者は、タウン構成員の承認を得た上で、自発的に加わる。この点ではあくまでも自発的な意志により形成される団体である。しかし、ひとたび成員となつた時点には、教会税によつてその教会を支えなければならぬ。これは「領邦教会制」の極小版とも言えるが、ここでは地域の首長が教派を決めるのではなく、構成員が相互契約により決めるという点に違いがある。

注目すべきは、新しい教会の建設が新しい町の建設と同義だという点である。スワンシーの設立者たちは、教会契約を策定した後で、すべての住民にこれを承認することを求めた。町の公式記録には、タウンミーティングで書記役のもとに署名した五四名の氏名が残されている。つまり、この町への加入条件は、教会への加入条件と同一である。この契約は、教会契約でありながら、市民政府の手に委ねられて締結されている。ここには聖権と俗権の区別はない。政教分離の思想がどこまでバプテストの基本的な主張であったかは争点の一つであるが、少なくともスワンシーのバプテスト教会にその理念の萌芽は見られない。もちろん、彼らがそれに思い及ばなかった、というわけではなからう。すぐ隣のロードアイランドでは、すでに明確な政教分離の理念が打ち出されており、公定教会をもたないという現実的な選択肢を示していたからである。

2 スワンシーの教会税と政教分離

さて、スワンシーの市民契約には、タウンの成員になり土地を授与されるための条件として、三位一体などの正統教理、日曜礼拝の遵守、官憲や牧師など聖俗秩序の尊重などが挙げられている。これらの条件をよく見ると、興味深い構図が浮かび上がる。すなわち、ここでは公定教会となったバプテストが、旧イングランドの体制派であるアングリカンや、ニュー

ーイングランドの体制派である会衆派を、デイセンターとして寛容に受け入れる、という逆転である。同時に、契約の文面により、どちらの場所にあってもデイセンターとされるクエーカーは、ここでも受け入れられていない。

つまり彼らは、ニューイングランドの体制派ピューリタンに向かって、「われわれはあなたがたを受け入れるし、あなたがたが受け入れない人々はわれわれも受け入れない」と言明することによって、みずからの正統性を弁明しようとしているのである。同じ理由で彼らは、ローマ・カトリックとユダヤ人を容認しない。これは、それらの人々を受け入れて「ならず者の国」「ニューイングランドの下水溝」などと呼ばれるようになった隣のロードアイランド植民地から一線を画すためであり、そこからの流入者を防ぐための措置であった。

さらに興味深いのは、何とこの教会が幼児洗礼への賛否については「救いに非本質的だから」問わない、としたことである。バプテスト教会設立の本来的な意図からすれば、「信仰者の洗礼」は最低線の基本的主張であったはずだが、この点で彼らはいまだ明快な線引きを控えていた。

アングリカンの受け入れについても、やや微妙なところがある。契約の文面によれば、「英国教会の信徒を受け入れない」と記しているが、すぐに続けて「業の功績や聖体変化」を信ずる者、とあるところを見ると、これは内容的にはカトリックを排斥しようとしたものであることがわかる。つまり、カ

トリック的でない中道のアングリカンならば受け入れる、ということである。ただ、アングリカンはこの時期あまり多くなかったで、これは可能性の問題に留まったであらう。

より現実的なのは、会衆派信徒の存在である。スワンシーに入植したのは、バプテストだけではない。なかには会衆派でありながら、土地取得を目当てに移住した者もあった。彼らもバプテストへの共感があつて移住したことは間違いない。この町には、誰もが強制されることなく自発的に加わるからである。しかし、当然のことながら、ひとたび加入した者は、その共同体のルールに従うことが定められており、そのルールの中には当該タウンの教会すなわちバプテスト教会を支える教会税も含まれていた。

教会税の課税や教会への公金支出は、本来内心の問題であるはずの宗教的信念を可視的にするため、現代の政教分離をめぐる憲法裁判ではしばしば中心的な係争点を形成するが、ニューイングランドの歴史はこの点で非常に複雑である。実のところ入植当初のピューリタンは、自発的献金によって教会を運営しようとした形跡がある。だが、経済上の困窮というあまりに明らかな理由から、マサチューセッツではほんの十年ほどでこれを諦め、教会税を導入して全住民により公定教会を維持するようになった。これは、連邦政府の政教分離を定めた合衆国憲法修正一条の成立以降も残存し、一八三三年によりやく廃止されるに至る。

3 英本国の寛容政策とニューイングランド

近年のアメリカ史研究では、ニューイングランドを常にイギリス本国との大西洋横断的な視点から見ることが不可欠になっている。実際、ニューイングランドは本国の政治状況に深く影響された。一六六〇年の「王政復古」後は、本国が植民地にアングリカンへの寛容を求めるようになったため、「一タウン一教会」の原則の維持は困難になる。一六八八年の「名誉革命」を経て翌八九年に「寛容令」が出ると、本国のピューリタンは身辺にかなりの余裕を感じるようになったが、逆にニューイングランドでは困難が増すことになる。

まず、ウィリアム王は、新しい特許状でプリマス植民地をマサチューセッツに併合してしまったため、スワンシーは行政区画上プリマスではなくマサチューセッツに属することになった。ところが、プリマスと違いマサチューセッツでは、植民地全体で正統的な教会を支えることが法律で定められていた。彼らにとってバプテスト教会は「正統的」ではあり得ないので、スワンシーは自分たちの教会のために市民から徴税することが不可能になる。しかし、それでは彼らに与えられた本来的な信教の自由、すなわち「信仰者のみの洗礼」という原理によって集会をもち、自分たちの思う通りに牧師を招いて礼拝する、という自由が損なわれてしまう。そこで彼らは、九一年に再交付された特許状に訴えることでこの権利を守ろうとした。そこには、カトリックを除くすべての者に

「良心の自由」を認める、という王の一言が記されていたからである。いわばこれは、本国で出された「寛容令」の植民地版と言えよう。

ところが、問題はそこで終わらない。スワンシーの中にも、会衆派という少数派がいるからである。つまり、スワンシーの人々は、自分たちの信教の自由を守るために、タウンの公定教会を維持しようとしたわけであるが、それがまさに自分たちの内部にいる少数派の信教の自由を圧迫するという結果を生んでいる。「寛容令」は、ここではむしろ抑圧的に機能していることになる。

もちろん、会衆派も沈黙したままではいなかった。結局彼らは、一七一七年に西へ独立してバリントンという別の町を作る。では、その彼らの自由はどのように行使されたか。はたして予想される通り、彼らも今度は当然のように、その地域に住む少数のバプテストに教会税を課したのである。何人かはこれを拒み、一人は不払いで投獄された。

ある社会が常に同一の信仰を共有する同質な人々だけで構成されていれば、本来このような問題は生じない。しかし、たとえ発足当初はそうであっても、やがてその中に必ず異なる信条をもつ人々が生まれてくる。「一タウン一教会」の原則は、新たな集団が発生するたびに区画変更をしてこの問題を切り抜けてきた。これは、空間的な拡張という可能性をもったアメリカ大陸でこそその解決法であろう。だが、やがてそ

れにも限界が来る。政治の世界では、党利党略で選挙区を恣意的に変更することを「ジェリマンダリング」と言うが、これは宗教上のジェリマンダリングである。

マサチューセッツ植民地における教会税の問題は、一七二八年に「教会税免除法」が制定されて一応の決着を見るが、問題は免除規定ができただけでは解決しない。法律上の差別がなくなると、今度はその法律の届かないところで社会的な差別が続くのは、いずこの社会でも同じである。

結

アメリカにわたった「ゼクテ」は、かくして自分たちの状況に現実的な対応を強いられ、奇妙なねじれを経ながら、実験的に新しい社会の建設を進めねばならなかった。ピューリタニズムが近代社会のエートスを生み出し、政教分離や信教の自由という原理を發展させたとしても、その發展はけっして直線的でも順調でもなく、多くの試行錯誤と紆余曲折を経た結果に他ならない。

とりわけ、バプテストのようなゼクテは、大西講演で近代市民社会の形成に重要な役割を果たしたとされているが、その近代社会の原理が同時にきわめて閉鎖的で排他的で不寛容な社会を結果する、という逆説にも留意しておきたい。ウェーバーによる「ゼクテ」の定義をもう一度振り返っておくと、その本質には少数派であつたり分裂後の集団であつたりする

ことではなく、「普遍性の断念」と「成員の自由な合意」が挙げられている。ゼクテにおける成員の受け入れは、基本的に直接民主制の投票により決められる。彼らが自分たちの考えに沿わない無資格者を排除するのも、ゼクテとしては当然であろう。自発的結社という近代市民社会の原理は、さしあたり非常に不寛容な社会を生むわけである。

リベラルな現代人が好んで語る寛容や平等という理念からすると、このようなピューリタン像はなかなか受け入れにくいかもしれない。だが、彼らにはそれが当然の権利であると信ずるだけの理由があった。そもそも、イギリスの植民地は基本的に私企業である。彼らは、本国の法律に矛盾しない限り、みずから市民的秩序と宗教的秩序を形成し、これを運営するという法的な権限を与えられていた。開拓と入植という事業のために投下された初期資本や労働力の膨大さを考慮に入れるならば、このような閉鎖性が当初の集団に存在していたとしても、理解できるように思われる。十七世紀のあるピューリタンは、バプテストとの公開討論でこう語っている。「自分の部屋に誰を住まわせるかは、その部屋の持ち主が決めることではないだろうか」。

やがて彼らも自分たちの社会が単なる私的集団ではないことを自覚させられるに至るが、それはもう一世紀ほど後のことである。異なる思想や信念をもつ人々との共存の可能性へと開かれていない共同体は、いわばムラ社会である。信教の

自由とこれを支える政教分離の理念は、社会の公的な性格の自覚なしには現実化され得ない。

付

本稿は発表時の原稿を整理したものであるため、注は付されていない。詳細な注と概念図ならびに地図を付したものは、「公定教会となつたバプテスト——ニューイングランドにおける政教分離論の捻転と成熟」として、国際基督教大学社会科学研究所編「社会科学ジャーナル」六七号（二〇〇九年三月）に掲載されているので、そちらを参照願いたい。

なお、シンポジウム席上で受けた質疑から、二点を記録にとめておきたい。一つは「デノミネーションナリズム」についてである。アメリカのキリスト教についてしばしば言及されるこの用語は、この発表で扱った時代よりもずっと後の十九世紀以降のアメリカを表現するものである。少なくとも信仰復興運動と独立革命までのアメリカ社会は、一部の地域を除いて基本的には公定教会とそれに対するディセントという構図で考えられねばならない。

「政教分離」という概念のアメリカ的な実態についても誤解が少なくない。当初の憲法理解では、これはあくまでも連邦レベルに適用されるべきものであった。「権利章典」の冒頭を飾る修正第一条は、連邦議会が国教の樹立に「関する」法律を作することを禁じているが、それは公定教会を「樹立する」

ことだけでなく「廃止する」ことも禁ずるという意味である。独立時には大多数の邦に公定教会ないしそれに準ずる教会が存在しており、その廃止のプロセスは二十世紀後半になってようやく完結した。政教分離は、少なくともアメリカの文脈

においては、宗教への関心の低下や欠如によるのではなく、むしろ大覚醒を経て成熟した宗教的熱心の産物であり、信教の自由な実践を保障する努力のあらわれである。